

グループホームぬくもりの里かもの運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ソーシャル・ネットワークが設置するグループホームぬくもりの里かもの（以下「事業所」という。）の運営及び指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護サービス」という。）の利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 認知症である利用者が可能な限り事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介助その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、指定認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上を目指すものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護サービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切に介護サービスを提供する。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、長寿支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は、介護サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 介護サービスの提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 介護サービスの提供に当たっては、事業所の従業者（労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づいた労働派遣契約により派遣された派遣労働者を含む）によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームぬくもりの里かもの
- (2) 所在地 岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣2239番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、常勤職員1名を配置し、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている介護サービスの提供に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者

計画作成担当者は、介護支援専門員かつ認知症介護実践者研修修了者を1名以上とし、2名以上の計画作成担当者を配置する場合は、いずれかの1名が介護支援専門員の資格を有するものとする。

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者

1ユニットごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯は、常勤換算方法で、利用者3名又はその端数を増すごとに1名以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1名以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、2ユニット18名（各ユニット9名）とする。

(介護サービスの内容)

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護サービス計画書の作成)

第8条 計画作成担当者は、事業所における介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護サービス計画書を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護サービス計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、介護サービス計画書を作成した際には、介護サービス計画書を利用者に

交付するものとする。

(利用料等)

第9条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、当該介護サービスに係る指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「介護報酬」という）に定められた額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬とする。

- 2 家賃は、月額30,000円を徴収する。
- 3 管理費等は、月額45,000円を徴収する。
管理費等については、日用品費、衛生管理費、清掃費、建物維持管理費とする。
- 4 食事の提供に要する費用については、月額48,000円を徴収する。
- 5 冷暖房費として、年間を通じて月額15,000円を徴収する。
- 6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 7 月の途中における入退居については日割り計算とする。
- 8 前7項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 9 介護サービスの提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるとする。
- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により通知することとする。説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるとする。
- 11 法定代理受領サービスに該当しない介護サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書等を利用者又はその家族に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 介護サービスの対象者は、認知症の症状がある要支援2または要介護1以上の要介護認定を受けた人で、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次の各号のいずれかに該当しない者。

(1) 共同生活に支障がある程度の著しい精神疾患を伴う者

(2) 共同生活に支障がある程度の著しい異常行動がある者

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医又は、協力医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速

やかに講じる。

- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との連携に努める。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、介護サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

- 4 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

第14条 事業所は、主治医との連携を基本とし、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

- 第15条 事業所は、介護サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、若しくは依頼、又は質問、照会に応じ市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおく
- 2 事業所は、介護サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

- 第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得

ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携等)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、介護サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、長寿支援センターの職員、介護サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している介護サービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の就業環境の確保について)

第21条 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(認知症介護における基礎的な研修の受講について)

第22条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を採用後1年以内に受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために各種研修の機会を設け、研修時間の確保を積極的に行うこととする。

（その他運営に関する重要事項）

第23条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該介護サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

（1）介護サービス計画

（2）提供した具体的な介護サービスの内容等

（3）身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

（4）市への通知に係るもの

（5）苦情の内容等

（6）事故の状況及び事故に際して採った処置について

（7）運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言など

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ソーシャル・ネットワークと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。